障害者支援施設　〇〇〇　運営規程

（施設の目的）

第１条　この規程は、＊＊＊（以下「事業者」という。）が開設する○○○（以下「施設」という。）において実施する指定障害者支援施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の従業者が支給決定を受けた障がい者（以下「利用者」という。）に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供することを目的とする。

|  |
| --- |
| ・＊＊＊には正式な申請者名を、〇〇〇には正式な事業所名を記載すること。 |

（運営の方針）

第２条　施設は、利用者の意向、趣向、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下、「個別支援計画」という。」を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的な施設障害福祉サービスを提供するものとする。

２　施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　施設は、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）に基づき、利用者の心身の状況に応じて、支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。

４　施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

５　施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

６　施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒まないものとする。

７　施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

８　施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

９　施設障害福祉サービスの実施に当たっては、前８項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「佐世保市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和5年佐世保市条例第79号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定障害者支援施設における施設障害福祉サービスを実施するものとする。

（施設の名称等）

第３条　施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　○○○

（２）所在地　長崎県佐世保市××町××番××号

|  |
| --- |
| ・〇〇〇には正式な施設名を記載すること。・所在地については、正式な地番表記（×番×号、×番地×　など）をし、ビル等まで正式に記載すること。 |

（提供する施設障害福祉サービスの種類）

第４条　施設において提供する施設障害福祉サービスの種類は次のとおりとする。

（１）施設入所支援

（２）生活介護

（３）・・・・・

|  |
| --- |
| ・施設において提供する昼間実施サービスを記載すること。 |

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　施設には、常勤の管理者を１名置くものとし、次の業務を行うものとする。

（１）従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させること。

２　前項のほか、施設には次に掲げる職種、員数の従業者を置くものとする。

（１）サービス管理責任者　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

（２）医師　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

（３）看護職員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

（４）理学療法士　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

（５）作業療法士　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

（６）生活支援員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

（７）職業指導員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

（８）栄養士　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

（９）調理員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

（10）運転士　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

（11）事務職員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

３　前項の従業者のうち、施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）施設入所支援

　ア　サービス管理責任者　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

　　サービス管理責任者は、次の業務を行う。

（ⅰ）適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

（ⅱ）アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成すること。

（ⅲ）施設障害福祉サービス計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した施設障害福祉サービス計画を記載した書面を利用者に交付すること。

（ⅳ）施設障害福祉サービス計画作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、生活介護については少なくとも6月に１回以上、○○○については少なくとも○月に１回以上施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて施設障害福祉サービス計画を変更すること。

（ⅴ）利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

（ⅵ）利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた必要な支援を行うこと。

（ⅶ）他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

　イ　生活支援員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

生活支援員は、・・・を行う。

　ウ　栄養士　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

　　栄養士は、・・・を行う。

エ　調理員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

（２）生活介護

ア　サービス管理責任者　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

　　サービス管理責任者は、前号のアに規定する業務内容を行う。

　イ　医師　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

　　医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

　ウ　看護職員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

　　看護職員は、医師の指導の下、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

　エ　理学療法士　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

　　理学療法士は、・・・を行う。

　オ　作業療法士　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

　　作業療法士は、・・・を行う。

　カ　生活支援員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

　　生活支援員は、・・・を行う。

　キ　・・・

（３）○○○

ア　サービス管理責任者　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）

　　サービス管理責任者は、第１号のアに規定する業務内容を行う。

　イ　○○○

　　○○○は、・・・を行う。

|  |
| --- |
| ・管理者とサビ管を兼務する場合は、「管理者　１名（常勤職員。サービス管理責任者兼務）」のように記載すること。（サビ管の記載についても同様）・提供するサービス内容に応じ、適宜修正すること。 |

（昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間等）

第６条　施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（１）生活介護

　ア　営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日及び○月○日から○月○日までを除く。

　イ　営業時間　午前○時から午後○時までとする。

　ウ　サービス提供日　○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日及び○月○日から○月○日までを除く。

　エ　サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。

（２）○○○

　ア　営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日及び○月○日から○月○日までを除く。

　イ　営業時間　午前○時から午後○時までとする。

　ウ　サービス提供日　○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日及び○月○日から○月○日までを除く。

　エ　サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。

（利用定員等）

第７条　施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員は次のとおりとする。

（１）施設入所支援　○名

（２）生活介護　○名

（３）○○○　○名

２　施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行わないものとする。ただし、災害壮太のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（施設障害福祉サービスの内容）

第８条　施設が提供する施設障害福祉サービスの内容は、次のとおりとする。

（１）施設障害福祉サービス計画の作成

（２）施設入所支援

　施設が提供する施設入所支援の内容は、主として夜間において、次に掲げる便宜を供与するものとする。

　ア　食事の提供

　　（ⅰ）正当な理由なく、食事の提供を拒まないものとする。

　　（ⅱ）食事の提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

　　（ⅲ）食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

　　（ⅳ）献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法については、保健初頭の指導の下、適切に実施するものとする。

イ　入浴又は清拭

ウ　排せつの自立についての必要な援助

エ　身体等の介護

　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う者とする。

オ　訓練の実施

　訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

カ　生活相談

キ　健康管理

　常に利用者の健康の状況に注意するとともに、毎年２回定期に健康診断を行うものとする。

ク　アからキに掲げる便宜に付帯する、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、訓練、支援、相談、助言

（３）生活介護

　施設が提供する生活介護の内容は、主として昼間において、次に掲げる便宜を供与するものとする。

　ア　食事の提供

　イ　入浴又は清拭

　ウ　身体等の介護

　エ　生産活動（○○○、○○○、○○○）

　オ　創作的活動（○○○、○○○、○○○）

　カ　身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援

　キ　生活相談

　ク　健康管理

　ケ　訪問支援

　コ　送迎サービス

　サ　アからコに掲げる便宜に付帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言

（４）○○○

　施設が提供する○○○の内容は、主として昼間において、次の便宜を供与するものとする。

　ア　○○○

　イ　○○○

　ウ　・・・

（５）社会生活上の便宜の供与

　ア　施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

　イ　施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、利用者及びその家族の同意をもって行うものとする。

　ウ　施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努めるものとする。

（６）（２）から（５）に付帯するその他必要な指導、訓練、相談、助言

|  |
| --- |
| ・サービス内容については、一部事項例として記載しているに留まるため、実施するサービス実態に合わせて適宜修正するとともに、できる限り具体的に記載すること。 |

（主たる対象者の障がいの種類）

第９条　施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに定める主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）施設入所支援

　ア　△△障がい者

　イ　□□障がい者

　ウ　難病等対象者

（２）生活介護

　ア　△△障がい者

　イ　□□障がい者

　ウ　難病等対象者

（３）○○○

　ア　△△障がい者

　イ　□□障がい者

　ウ　難病等対象者

|  |
| --- |
| ・主たる対象者を特定しない場合は、削除してよい。 |

（利用者から受領する費用の額等）

第10条　施設は、施設障害福祉サービスを提供した際には、利用者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者から法第29条第３項の規定により算定された介護給付費及び訓練等給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、提供した施設障害福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

３　前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

（１）施設入所支援

　ア　食事の提供に係る費用及び光熱水費

　　（ⅰ）朝食　１食につき　○○円（うち、食材料費　○○円）

　　（ⅱ）昼食　１食につき　○○円（うち、食材料費　○○円）

　　（ⅲ）夕食　１食につき　○○円（うち、食材料費　○○円）

　　（ⅳ）間食　１日１回　○○円

　　（ⅴ）光熱水費　月額　○○円

　　　ただし、法第34条第１項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下、「令」という。）第21条の３第１項に規定する食費等の費用基準額を、又は法第34条第２項において準用する法第29条第６項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり施設に支払われた場合は、令第21条の３第１項に規定する食費等の負担限度額を限度とする。

　イ　日用品費の実費

　ウ　被服費の実費

　エ　厚生労働大臣が定める基準に基づき、利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

　　　月額　○○円

　オ　その他施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められること

（２）生活介護

　ア　創作的活動に係る材料費　１日につき　○○円

　イ　入浴サービスに係る光熱水費　１回につき　○○円

　ウ　日用品費の実費

　エ　食事の提供に係る費用　１食につき　○○円（うち、食材料費　○○円）

　　　ただし、令第17条第２号から第４号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、１日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

　オ　送迎サービスの提供に係る費用

　　（ⅰ）施設から○○キロメートル未満　１回（片道）につき　○○円

　　（ⅱ）施設から○○キロメートル以上　１回（片道）につき　○○円

　カ　次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う訪問支援に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収する者とする。なお、この場合、施設の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

　　（ⅰ）施設から○○キロメートル未満　１回（片道）につき　○○円

　　（ⅱ）施設から○○キロメートル以上　１回（片道）につき　○○円

　キ　その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

（３）○○○

　ア　日用品費の実費

　イ　・・・・・

４　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

５　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

|  |
| --- |
| ・提供するサービス内容や実態に応じ、適宜修正すること。 |

（昼間実施サービスに係る通常事業の実施地域）

第11条　施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

（１）生活介護　佐世保市（離島を除く。）及び△△市の区域

（２）○○○○　佐世保市（離島を除く。）及び△△市の区域

（工賃の支払等）

第12条　施設は、生活介護及び就労継続支援B型の利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

２　前項の場合において、就労継続支援B型については、１月あたりの工賃の平均額は、３千円を下回らないものとし、又、工賃の水準を高めるよう努めるものとする。

|  |
| --- |
| ・例として、生活介護と就労継続支援B型を記載しているが、工賃が発生しないサービスのみを提供する場合は、第12条を削除すること。 |

（サービス利用に当たっての留意事項）

第13条　利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

（１）〇〇〇〇〇こと。

（２）〇〇〇〇〇こと。

（３）〇〇〇〇〇こと。

|  |
| --- |
| ・利用者が、事業所を利用する際に留意する事項を記載すること。 |

（利用者負担額等に係る管理）

第14条　施設は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下、「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第３項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条に規定する負担上限月額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び視程障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い）

第15条　施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、当該利用者の希望党を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにするものとする。

（勤務体制の確保等）

第16条　施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者の兼務関係等を明確にした勤務表を毎月作成するものとする。

２　施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設の従業者によって当該サービスを提供するものとする。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない次の業務については、第三者に委託するものとする。

（１）施設内外の清掃業務

（２）リネン等の洗濯業務

（３）調理業務

（４）施設設備の修繕等

（５）前各号のほか、施設の維持・管理・運営上必要な業務であって、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務

３　施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

|  |
| --- |
| ・第2項ただし書きについて、第三者に委託する必要がある主なものを記載すること。 |

（衛生管理等）

第17条　施設は、利用者が使用する設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

２　施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。

（３）施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

（緊急時等における対応）

第18条　施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下、「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

２　協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第19条　施設障害福祉サービスの提供により事故が発生したときは、直ちに市町村、県及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

２　施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

|  |
| --- |
| ・第19条については、記載必須事項ではないが、実態に応じて記載等しておくことが望ましい。 |

（非常災害対策）

第20条　施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

２　施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

３　施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情解決）

第21条　施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者及びその家族（以下、「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録するものとする。

３　提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第１項の規定により市町村が、また、法第11条第２項の規定により長崎県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は長崎県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は長崎県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

４　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

|  |
| --- |
| ・第21条については、記載必須事項ではないが、実態に応じて記載等しておくことが望ましい。 |

（個人情報の保護）

第22条　施設は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

２　施設の従業者は、その業務上知り得た利用者等の秘密について、正当な理由がなく漏洩することが無いよう保持するものとする。

３　施設の従業者であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、施設の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、施設の従業者との雇用契約の内容とする。

４　施設は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

|  |
| --- |
| ・第22条については、記載必須事項ではないが、実態に応じて記載等しておくことが望ましい。 |

（虐待防止に関する事項）

第23条　施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止に関する責任者の選定

（２）成年後見制度の利用支援

（３）苦情解決体制の整備

（４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（５）虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の設置等に関すること

|  |
| --- |
| ・施設の運営に応じ、適宜加筆修正すること。 |

（身体拘束等の禁止）

第24条　施設は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

２　施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

３　施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

|  |
| --- |
| ・第24条については、記載必須事項ではないが、基準条例上においても定められている内容であるため、記載等しておくことが望ましい。 |

（協力医療機関）

第25条　施設は、利用者の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。

（１）協力医療機関　　　○○医院　佐世保市××町××番××号

（２）協力歯科医療機関　○○歯科医院　佐世保市××町××番××号

|  |
| --- |
| ・第25条については、記載必須事項ではないが、記載等しておくことが望ましい。 |

（その他運営に関する重要事項）

第26条　施設は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修　採用後○カ月以内

（２）継続研修　年○回

２　施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

３　施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から５年間保存するものとする。

４　施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

|  |
| --- |
| ・施設の運営に応じ、適宜加筆修正すること。 |

附　則

この規程は、令和○○年○月○日から施行する。

附　則

この規程は、令和○○年○月○日から施行する。

|  |
| --- |
| ・規程の改正を行う場合は、附則を順次追加し、改正の流れが分かるようにすること。 |